

香川県立高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

香川県知事 池田 豊 人

## 香川県規則第2号

香川県立高等技術学校規則の一部を改正する規則

香川県立高等技術学校規則（昭和42年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第19条、第21条関係）		別表第2（第19条、第21条関係）	
コース名	金額	コース名	金額
ガス溶接技能講習	<u>6,000円</u>	ガス溶接技能講習	<u>5,000円</u>
略		略	
電気工事士受験講習（筆記）	<u>4,000円</u>	電気工事士受験講習（筆記）	<u>3,000円</u>
第一種電気工事士受験講習（技能）	<u>10,000円</u>	第一種電気工事士受験講習（技能）	<u>9,000円</u>
略		略	
第二種電気工事士受験講習（技能）	<u>8,000円</u>	第二種電気工事士受験講習（技能）	<u>7,000円</u>
略		略	
簿記講習	<u>7,000円</u>	簿記講習	<u>6,000円</u>
社会保険制度実務講習	<u>2,500円</u>	社会保険制度実務講習	<u>2,000円</u>
略		略	
キャド技術講習（基礎）	<u>2,500円</u>	キャド技術講習（基礎）	<u>2,000円</u>
略		略	
デザイン講習	<u>2,500円</u>	デザイン講習	<u>2,000円</u>
略		略	

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。